

令和3年度第2回岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月） 午後1時26分～午後3時45分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員9人

会長	山本	淳	(14番)
委員	1番	福石	幸生
	2番	大森	正良
	3番	上田	陽一
	6番	米村	進司
	7番	濱崎	智熙
	10番	賀山	圭子
	11番	北村	凱男
	12番	山本	一美

●農地利用最適化推進委員5人

15番	横田	光男
16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員(6人)

4番	藪内	孝博
5番	上根	慶万
8番	寺尾	孝則
9番	岸本	利博
13番	飯野	幸義
19番	藪田	俊博

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

7番	濱崎	智熙
10番	賀山	圭子

日程第4 報告事項

①前総会(4月12日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について農用地地目変更報告
について

③農業用施設設置報告

日程第5 議事

- ①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について
- ②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について
- ③議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
- ④議案第4号 令和3年度農用地利用集積計画第2号について
- ⑤議案第5号 令和3年度農用地利用配分計画第2号について

日程第6 その他

- ①農業関係補助事業の制定についてお知らせ
- ②令和2年度の能率給の支給について
- ③緑の羽根の募金の協力依頼について
- ④農業委員さんの積立金のための集金について
- ⑤活動記録簿の提出及び報告について
- ⑥農地部会、地籍調査事業に伴う現地確認日程調整について

6. 農業委員会事務局職員

参	事	谷 口 栄 作
主	任	西 川 恵

時刻・発言者	日程・発言内容
13:26) 事務局	日程1 開会 (総会の開会を宣言) (総会成立の報告及び欠席者の報告農業委員5名、推進委員1名欠席、合計6名欠席。)
	で、報告いたします。
事務局	「では、会長、挨拶をお願いいたします。」
13:27) 会長	日程2 会長あいさつ (会長の挨拶)
13:29) 議長	日程3 議事録署名委員の決定 「議事録署名委員ですけれども、私のほうから決めさせていただいてよろしいでしょうか。」 (異議なし)
議長	「では、今回7番の濱崎委員と10番の賀山委員にお願いいたします。よろしくお願いします。」
13:29) 議長	日程4 報告事項 「では、報告事項をお願いいたします。報告をお願いします。」
事務局	「報告に入れります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。 (当日配布資料の確認) では、報告事項1)、2)、3)について、西川主任が説明いたします。」
事務局	(議案書及び添付資料により報告事項の内容を説明) 「資料のほうの3ページになります。」

(議案書及び添付資料により報告事項の内容を説明)

- 1) 前総会のてんまつ
- 2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3) 農業用施設設置報告

報告事項については以上となります。」

議長 「報告事項が終わりました。
質疑がありましたら。」

7番 「7番濱崎です。」「これ、農業ハウスで7棟あったっていうんですね。使われない部分を倉庫、これはハウスのまま利用されるっていうことですか。」

事務局 「そうです。ハウスをそのまま。」

7番 「そのまま利用する。」

事務局 「使わなくなったのをそのまま。」

7番 「有効利用するということですね。」

事務局 「半分を使うという形です。」

7番 「分かりました。ありがとうございます。」

議長 「そのほか。」

(質問、意見なし)

議長 「ないようでございますので、議事のほうに入らせていただきます。」

13:37) 日程5 議事

13:37) 議長 第1号議案

議長 「では、『議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について』、事務局の説明をお願いします。」

13:37) 事務局 議案第1号

(議案を読み上げ)

- 事務局 「『議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について。下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。令和3年5月12日提出。岩美町農業委員会会长山本淳。』詳細については、西川主任から説明させていただきます。」
- 事務局 (議案書及び添付資料により説明)
「そうしますと、本資料のほうは7ページと添付資料2というものですけれども、こちらのほうです。
(議案書及び添付資料により説明)
非農地証明のほうについての説明は以上となります。」
- 議長 「説明が終わりました。」「質疑を受けたいと思います。」
- 1番 「1番ですけど、教えていただきたいんですが、つまり*****の5条申請するときに、多分隣地の農地がどうとかって話が出てきたときにそうなったっていうこと。ここを5条申請を出すときに、隣地、非農地がある場合ってあるじゃないですか。あれに関連してきてこれが出てきたっていう部分もあるっていうことですか。」
- 事務局 「そう、なのでこの2ページ目の分でいくところの畠って書いてあるところがありますね。これが、この後転用申請で出てくるんですけど、あれ、この*****の中にポンプ小屋が建っている、宅地になっているというところで、そこはきちんと非農地証明なりをして、農地以外のものに変えなければいけないのでないかということで、今回非農地証明も併せて出してもらっているということです。ここに、この図は地籍調査後の図で。」
- 1番 「ああ、そういうことですか。」
- 事務局 「そうです。なので、*****、*****とか書いてある部分も含めて、今は*****の田んぼっていう。普通の、今現在はつけてないので分かりづらいんですけども、これは地籍調査後の図面でして、地籍前の分は全部田

になっています。分筆がされていない状態で田んぼという形で、登記簿上は今なっています。」

1番 「分かりました。で何か、話を聞いててうん?っと思って、だったんで。」

事務局 「すいません、説明が不足しております、申し訳ないです。」

議長 地籍調査に基づいて登記を変更するまでに、法務局に届けるまでにまた別のところを転用したいんで、地籍調査の結果を待たずに農地法で処理させてもらってということでやっているようです。

1番 「そういうのは、昔の地図で話が進んでいるということですね、端的に言うと。」

事務局 「そう、今現在の場所について。」

議長 「よろしいでしょうか。」

7番 「了解いたしました。ありがとうございました。」

議長 「ほかの方、よろしいでしょうか。」

(質問、意見なし)

議長 「では、ないようでございますので、採決のほうに入らせていただきます。」

「第1号議案のほう、『「農地法の適用を受けない土地の認定について』、賛成の方の挙手をお願いいたします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。多数で、全員賛成でございましたので、処理をお願いします。」

13:50) 議案第2号

議長 「それでは、2号議案の『農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について』」、事務局のほうの説明をお願いします。」

13:51) 事務局 議案第2号

(議案書を朗読)

事務局 「『議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について。』

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求める。

令和3年5月10日提出。岩美町農業委員会会長山本淳。』

5件ありますが、詳細については西川主任から説明します。」

事務局 資料のほうは、9ページから10ページまでと、資料の3という分になります。

(議案書及び添付資料により説明)

説明は以上となります。」

議長 「説明が終わりました。

質疑を求める。

質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいですか。」

12番 「すいません、12番です。

**さんの後継者というのはおるんですか。ある程度農業をしとるんじやけど、結構あっちこっちちょっと調子を悪くしたりして、まあ、頑張つておられるけども。じゃけえ、こうやって買うはええけど、また次の後継者がおらんとするもんがおらんようになる。まあ、余計なお世話かもしれないけど。」

事務局 「お子さんやあは同居はされてないと……。」

12番 「なんかねえ、息子がちよこちよこ来るけえね。だけん、後継者がおるんかなと思っていたんじやけど。」

事務局 「なんか奥さんとされてるというのは聞いたんですけど。」

12番 「2人でね。」

事務局 「2人で。」

12番 「2人は間違いないんだけど。」

議長 後継者がおればいいけどねえ。なかつたらまた誰かに譲らにゃいけんよ

- うになるし。
- 12番 「そうそう。」
- 議長 「はい、ありませんか。」
- 7番 「何回も申し訳ありません。7番です。
売買による所有権移転になってるんですけど、これはお金が絡んでいますか。」
- 事務局 「絡んでいます。」
- 7番 「そしたら、その金額もね。ちゃんと載せとくのが、皆さんよく理解できると思いますね。」
- 11番 「厳しいのう。」
- 事務局 「すいません、ここには載せていないんですけども、まとめて****円ということで購入をされているそうです。」
- 7番 「ありがとうございます。了解いたしました。」
- 事務局 「今後は売買の金額も載せるように。全部まとめて買われて、*****円。」
- 11番 「いつ娘さんに相続した。」
- 事務局 「相続した。相続した時期ですか。相続した時期が、令和2年5月2日に相続となっています。なので、令和2年なので、ちょうど1年前です。」
- 議長 「よろしいでしょうか。」
- (質問、意見なし)
- 議長 「それでは、ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。
『議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について』、賛成の方の挙手をお願いいたします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。全員賛成をしていただきました。」

14:02) 議案第3号

議長 「それでは、第3号議案に入らせていただきます。
「『農地法第5条の規定による許可申請書の審議について』、事務局の
ほう、説明をお願いします。」

14:02) 事務局

(議案書を読み上げ)

事務局 「『議案第3号農地法第5条の規定による許可申請書の審議について』。
農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、
下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。
令和3年5月10日提出。岩美町農業委員会会长山本淳。』
内容の詳細については、西川主任より説明いたします。」。

(議案書及び添付資料により説明)

事務局 「今回は、5条申請を2件受理しております。
資料のほうは4になります。」

2件続けて説明でよかったですでしょうか。

議長 「1件ずつやっていただきますので、よろしいでしょうか。どっちにしても、採決のときに1つずつになりますので。」
「それでは、番号1の長谷の件での質疑を受けたいと思います。ございませんか。」

(質問、意見なし)

議長 「ないようですので、採決のほうをさせていただきます。」
「第3号の番号1、長谷の第5条についての件、賛成の方の挙手をお願いします。」

(全員挙手)

- 議長 「ありがとうございました。全員賛成いたしました。」
「続いて、番号2のほうでしたね。4筆、説明をお願いします。」
- 事務局 「そうしますと、資料のほうは7ページからとなっておりますし、議案は11ページになります。
(議案書及び添付資料により説明)
説明は以上となります。」
「11ページのほうには、こういうパネルを設置しますというものを参考につけております。
説明は以上になります。」
- 議長 「説明が終わりました。」
「太陽光発電、転用に伴う太陽光発電。」
- 12番 「12番です。いいですか。」
「今、4筆の説明がありましたけど、この前後にピンク色で斜線が引いてないところがあるんだけど、耕作しとるんですかね、ここは以前。」
- 事務局 「西側の、この左側ですね、このところは畑で耕作していますし、東側のほうは現況は原野になっています。一応、地目は田になっていますけども、現況は原野になっていますね。」
- 12番 「この3枚とも畑ですか。」
- 事務局 「3枚とも畑をされています。」
- 12番 「現況の農地、現況はどんな状態。」
- 事務局 「現況は、この4筆なんですけども、一番左側、西側の*****の一部と、それから1番東側の*****の、ここの中の一部ですけども、野菜を耕作されております。それについては、今回をラストシーズンとして作るという、なかなか耕作者の方、所有者さんなんんですけども、お会いしまして現地でお話ししたところ、最後の野菜を作っているというようなことを言わっていましたが、そのほかの部分については保全管理をされております。ほぼ保全管理です。****と*****の一部だけで自家栽培の野菜を作っているというような形で、あとは保全管理をされております。」
- 3番 「3番ですが、こういうところにそういう目を向けたというのはええの

か悪いのか分からんですけど、最近岩美町でも結構太陽光ということが、うちの家族もいろいろもあるし、最近できたばかりで、その後20年でまた経産省に再確認だか再契約とか再申請とかするらしいということが書いてあるわけなんんですけど、前に、理由としては少ないと思うんですけど、太陽光をやめたとかわしやあ言うとらせんと。その後の管理というのはどうするんかいな。前のときに聞いたような気がしたんですけど、そんな太陽光して、後は会社が、ここに何とか書いてあるみたいに順風満帆でうまくいくとも限らんかも分からんしね。後の、これだったら太陽光発電にも機械を、道具を、設備を誰がどうしてどうするんかいなとなれへんかいな。」

17番

「17番ですけど、いいですか。」

「両方とも太陽光をやってるんですけども、両者と部落との話し合いの中では、20年過ぎれば再契約というのもあるかもしれないんですけど、現状の元に返すというのが契約になっています。だから、みんな取って、土も60センチぐらい埋めてるんで、それも取るということにしてるんですがね。だから、元に返すっていうのが大前提になります。」

3番

「順調に行きよる、多分破産したとか、やったら、それから覚書っちゅうか、念書を交わしますと言うけど、20年もそんなにないですよ。」

17番

「確かに言われるとおりです。ただ、はっきり契約書の中にもそれを書いてあるし、それを頼りにしないといけないのかなとも思うんです。」

議長

「これには、そういう太陽光発電何とか協会というか、法人格があると思うんですよ。個人でなくてそういう大きな太陽光何とかという、会員さんとして登録すると思いますから、経産省のほうも何かその辺の手が打ってあるような気がするわけですけど。」

事務局

「ちなみに、この件に関して言うと、一応20年後の更新は予定していると。ただし、更新がされない場合には撤去費用116万円を、リフォームのを出してあって、それを会社のほうで積立てというか、対応する予定で残しておくというような、撤去費用を見込んだ上でこの事業をしようということできれているようです。私もすごく詳しくは調べていないんですけど、数年後だったかな?、太陽光をする場合には撤去費用も含めての積立てをしていかにやいけんみたいな法律が、何かそれで売電収入のほうからそれを差引いて積立てしていくような制度になるのか、なったんだか、だったと思う……。」

- 1 番 「それに、これは適用されるとるんですか。」
- 事務局 「これは、まだ適用されていないので、会社のほうで115万円を見込んで、その分は残している、撤去費用としては残しておこうというような形のようです。法律的に……。」
- 7番 「7番ですけど、今裏のにしてあるのはちょっと低いです。今は、高くできるようになっていますのでね、太陽光パネルは。結構高くて、十分太陽光を吸収できるようになっています。産業省のほうでも、そういう部分での契約をしていますし、組立てをしているところもあるようです。」
- 17番 「もう一点、17番ですけど、聞いていいですか。」「除草対策でシートを張るっちゅうことなんんですけども、これはずっともつわけじゃないですよね。何年かはもつんだろうけど、その後どうするのかというのは僕は気になっておって、岩本の場合も除草剤をまきたいと。除草剤で処理すると言ったんですけど、それは大反対したんです。みんな流れた水を水田に入れてるんで、岩本の場合は。このことはあり得ないのかなと思って、心配してるんです。水の除草剤、まして土地が広いでしょう。あれ全体に除草剤をまくことをすると、結構な量をまくことになるので、それが河川に流れ、それを引っ張ってくるところは……。」
- 17番 「じゃけえ、除草剤をまかないっちゅうんで、草刈りをするっちゅうんであればいいのかもしれないし、除草剤をずっと、年に一遍というわけにはならんと思うんですよ、除草剤。年に二、三回まかにやいけんと思うんで。その辺を危惧してますけどね。」
- 事務局 「その辺は業者のほうにも……。」
- 17番 「多分、規制はすると思うしね。」
- 3 番 「そうでしょうね。」
- 3 番 「それされたら、下は全滅ですよ。」

- 事務局 「法定点検については、広島の会社が行います。2か月に一、二回、1か月に1回程度状況確認点検をこちらの会社の方が来て行うというようなことですが、除草剤のこととは確かに。」
- 事務局 「意見を付して上げますか。」
- 事務局 「除草剤は使用しないっていう。」
- 議長 「そのほか、ありませんか。」
- (質問、意見なし)
- 議長 「ないようでしたら。」
- 議長 「除草剤を使用しないようにという条件をつけて県に進達するということです。」
- 11番 「もう一つ肝腎なことだけど、11番だけど、岩美町の審議会があったな、たしか。あれに付議する規模じゃないか。せん。大谷や岩本は。」
- 事務局 「何か別のやつを使っていますね。」
- 事務局 「そこは不勉強で、なぜそれを使ったのか、逆に谷口参事さんがおられたときにされてたんで、太陽光、そっちを使ったのはなぜなのかというのは、大谷とか岩本で、すみません、調べてないんですけど。」
- 11番 「調べてくれというか、それこそ。」
- 7番 「7番です。浦富の****さんは、個人でおられる、きれいに刈っておられます、きれいにね。」
- 議長 「いずれにしても、除草対策については当然ないので、対策を考えてるかというのは当然出てくる話なんで。その対策を、除草剤は使用しない

ようにという条件をつけて進達しましょう。よろしいでしょうか。」

(異議なし)

議長 「ということで、じゃあ、そのほか。」

6番 「6番ですけども、株式会社WAKOっていう会社は、これは日本の企業ですか。」

事務局 「はい、日本の企業です。ここにも書いて。太陽光発電の事業以外にも飲食店や喫茶店の経営とか、の売買なんかを広島のほうでメインにしている会社のようです。太陽光についても、結構実績がある会社ではあるようです。」

6番 「分かりました。」

議長 「よろしいですか。」

6番 「ありがとうございます。」

議長 「それでは、ほかにご意見、ないようでございますので、先ほど言いました除草対策については除草剤を使用しないようにという条件をつけて、進達ということでしたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。それでは、そういう条件をして。進達の方お願いします。」

「ありがとうございました。」

14:48) : 議案第4号

議長 「それでは、議案第4号『令和3年度農用地利用集積計画第2号について』、説明をお願いします。」

14:48) 事務局

(議案書を読み上げ)

「『議案第4号「令和3年度農用地利用集積計画第2号について。」

別紙、令和3年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求める。

令和3年5月10日提出。岩美町農業委員会会长山本淳。』
内容については、西川主任のほうから説明いたします。」

「議案書の13ページです。

(議案書及び添付資料により説明)

事務局 「そうしますと、今回の農用地利用集積計画のほうを説明したいと思います。

今回、利用権設定4件の決定を求められております。

利用権についての説明は以上です。」

事務局 (16、17ページの内容を説明)

「16、17ページについては以上でございます。」

議長 「説明が終わりました。

利用権設定と、それから売買のほうの所有権移転の2件について、質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。」

(質問、意見なし)

議長 「では、ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。」

「第4号議案の『令和3年度農用地利用集積計画第2号について』、賛成の方の挙手をお願いいたします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。全員賛成でありましたので、手続きの方お願いします。」

14:57) 議案第5号

議長 「それでは、続きまして第5号議案、「『令和3年度農用地利用配分計画第2号について』、説明をお願いします。」

14:58) 事務局

(議案書を読み上げ)

事務局 「議案書は18ページになります。『議案第5号「令和3年度農用地利用配分計画第2号について』」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求める。

令和3年5月10日提出。岩美町農業委員会会长山本淳。』では、内容につきましては西川主任より説明いたします。」

事務局 「19ページのほうに、このたびの配分計画の各筆明細を載せてあります。

(議案書及び説明資料により説明)

説明のほうは、簡単ですけども以上です。よろしくお願ひします。」

議長 「それでは、説明が終わりましたが、また例のごとく該当の方は退席をお願いいたします。」

(各委員が、自身に関する案件の質疑・採決の度に、退席、退場し、質疑・採決が終わり次第、入場・着席を順次行った。)

議長 「それでは、質疑に入らせていただきます。

整理番号1番の*****の配分について、質疑がある方、挙手をお願いします。ありませんか。」

(質問、意見なし)

議長 「では、ないようですので、*****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。全員賛成で議決されました。事務局手続きをお願いします。

議長 「****さん、皆さん全員賛成でありましたので、ご報告いたします。」

11番 「ありがとうございました。」

議長 「それでは、続いて整理番号2番、*****の配分計画について。」

議長 「質疑を求めます。」

(質問、意見なし)

議長 「ないようですので、採決に入らさせていただきます。」

「整理番号2番の*****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いいたします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。全員賛成で議決されました。事務局手続きをお願いします。」

議長 「続きまして……。さん、全員賛成でございました、ご報告いたします。」

「では、引き続きまして整理番号4番の*****の配分計画について。」

議長 「質疑がある方。ありませんか。」

(質問、意見なし)

議長 「ないようですので、採決させていただきます。」

「整理番号4番の*****の配分計画について、賛成の方の挙手をお願いします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。全員賛成でございまして、次が……。」

議長 「****さん、全員賛成でございましたので、ご報告いたします。」

3番 「ありがとうございます。」

議長 「それでは、整理番号8番の****さんの配分計画について。」

議長 「ご意見のある方。ありませんか。」

(質問、意見なし)

議長 「ないようですので、採決をさせていただきます。」

「整理番号8番の****さんの配分計画、賛成の方の挙手をお願いします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。全員賛成でございます。」

議長 「****さん、全員賛成です。」

7番 「ありがとうございます。」

議長 「報告させていただきます。」

「それでは、整理番号9番、*****さんの配分計画について。」

議長 「質疑を求めます。ありませんか。」

(質問、意見なし)

議長 「それでは、採決させていただきます。」

「整理番号9番の*****さんの配分計画について、賛成の方の挙手をお願いいたします。」

(全員挙手)

議長 「ありがとうございました。」

議長 「****さん、皆さん賛成いただきました。ご報告させてもらいます。」

- 18番 「ありがとうございます。」
- 議長 「それでは、整理番号10番、****さんの配分計画について。」
- 議長 「質疑を求めます。ありませんか。」
- (質問、意見なし)
- 議長 「ないようですので、採決させていただきます。」
「整理番号10番の****さんの配分計画について、賛成の方の挙手をお願いいたします。」
- (全員挙手)
- 議長 「ありがとうございました。全員賛成でございます。」
- 議長 「****さん、皆さん賛成でございます。ご報告させてもらいます。」
- 2番 「ありがとうございます。」
- 議長 「それでは、整理番号3番、*****、それから5番、*****、6番、***
*さん、それから11番の****さん、7番の****さん、それから12番の*
さん、13番の*さん、14番の****さん、15番の****さん、1
6番の****さん、それから17番の****さん、それから18番の****さん、
19番の****さん、20番の****さん、21番の**さん、22番の**
さん、23番の**さん、24番の****さん、25番の****さん、26
番の****さんの配分計画について、質疑がありましたら挙手をお願いいた
します。」
- 12番 「1ついいかな。12番ですけど。18番の****さんのところの点を教
えていただきたいんだけど、機構から借りとるのは****さんですね。その
辺の配分計画を教えてください。」
- 事務局 「****さんが解約して……。」
- 12番 「解約してる。」

事務局	「解約して、今回5件目になりますけど、5ページの6、7、8番、** **さんを解約して、****さんが……。」
12番	「****さんが新たに……。」
事務局	「新たに。」
議長	「これは、右が今までだった人。」
議長	「ありませんか。」
	(質問、意見なし)
議長	「では、ないようですので、採決。」 「賛成の方は挙手をお願いします。」
	(全員挙手)
議長	「ありがとうございました。全員賛成いただきましたので、議案を終了させていただきます。」
15:01)	日程6 その他
議長	「続きまして、その他のほうに入らせていただきます。」 「事務局のほう、ありましたらお願いをいたします。」
15:02) 事務局	「その他につきまして、事務局のほうから報告が2点と協力依頼が1点、それから協議、相談事項が2点ございます。」 まず、報告です。 (当日配布資料で報告内容の説明。) 新しい事業のお知らせでした。 次に、報告の2つ目でございます。 (令和2年度分の能率給の支払いについて5月20日振込予定) 次に協力依頼ですけれども、 (緑の羽根募金の協力依頼1人当たり1,000円、5月21日に口座から引き落とし予定)

毎年のことですけれども、緑化推進委員会のほうから、緑の羽根の募金の協力依頼がございました。皆さんの席のほうにも、緑の羽根と募金に対する記念品ということで図書カードを配らせていただいております。1人当たり1,000円ということで協力依頼がございます。

(積立金を今年度に限り、奇数月に****円でお願いしたい。ただし、今月は募金の1,000円があるので、5月だけは****円を引き落とす予定)お金のことが出てきましたので、申合せ事項のほうもこの土日に見ておりまして、修正が必要かなというふうに思っておるところです。

当日配布資料31ページを開いていただけますか。

31ページの11番です。

視察・研修会及び互助会費用としての積立金は1人当たり月***円を集金するとありますけれども、昨年コロナ禍ということもあってほとんど集金をされていないようでございまして、今年度もコロナ禍ではありますし、なかなか慰労会、懇親会、そういったものも組みづらい状況にあると思いますので、それはいっても、今回こういう緑の羽根募金もございましたので、全く集金しないわけにもいかんなということで、今年度に限りですけれども、奇数月だけ、それも***円は必要ないと思いますので、皆さん、全国農業新聞を取っていただいていると思います。あれは月700円ですから、二月に***円で十分じゃないかということで、奇数月に***円を集金させていただくようにお願いしたいというところです。今年度に限りです。それで、今月の20日に先ほど説明した能率給が振り込まれますので、今月は21日の金曜日に***円と、あと募金の1,000円分を合わせて***円、5月は口座から引き落としをさせていただきたいと思いますので、ご了解のほどをお願いします。

(活動記録簿の提出及び報告を毎月実施したい。)

次に、協議事項といいますか、相談でございます。

今ご覧いただいている31ページ、申合せ事項の8番、農地パトロールは農業委員会の使命であり、農地の無断転用や遊休荒廃農地を防ぐため、該当地区内の実態把握と是正・指導に努め、委員個々が活動状況をまとめ、毎月定例総会の際に報告することとしておりますが、実際になされていないという状況でして、今後、総会議事の3番だったかな、報告事項というところがありますので、そこで活動状況の報告を日程3の報告事項のほうに順次していただくのはどうかなというふうに考えているところでございます。

それと、活動記録簿の提出については、ページを前に戻っていただいて、マニュアルの中の27ページの一番下、⑧番の活動記録簿の記載及び提出というところで、12月と3月の総会時に提出するということでお願いしておりますが、皆さんのはうもそれで、毎月はなかなか大変なのかもしませんけれども、ただ、今後この能率給の最適化交付金の事業におき

ましては、何といっても活動記録簿は根拠となるものですから、今後国のはうから活動記録簿そのものを証拠書類として提出していこうというようなこともあり得るような状況になりつつあるということをございまして、提出は12月と3月でもいいのかもしれませんけど、これは12月、3月で予算の都合にはそれで間に合うということでそうしたようですが、今後活動記録をつけるということを習慣を、そういう習慣を身につけていただく必要があるのかなと思っております。何なら、私が毎日夕方に電話で皆さんにお伺い、聞き取りさせていただいて記録していただくのもいいんですが、習慣です、習慣化する。パトロールしたら書くということをお願いします。

17番 いや、活動記録簿は、今まで年に2回だけしか出してもらってなかっただんすけれども、そうするとそのときだけ、そのときに昔のこと思い出して書いて出されて……。

18番 違うで。何を言いよる、毎回出しとった人もおったで。

事務局 そうなんですか。

18番 それは、わしらは完全にか分からんけども、毎回書きよった、このもんは。

16番 16番ですけど、活動記録簿は毎月出しそう、前は。

16番 だから、必要があるのであれば、申合せ事項の変更が必要なわけですから、それを事務局のはうで提案されて、この委員会で承認を受ければ毎月出すようになるんじゃないでしょうか。そう思いますけどね。

事務局 では、昔に戻って、毎月ということでお願いできますでしょうか。

(異議なし)

(農地部会日程調整のためメンバーは、総会終了後谷口事務局長の所に集合)

事務局 あと、本日に予定していました農地部会の日程調整ですけれども、総会が終わりましたら、農地部会のメンバーの方は私のところに集まっていただけますでしょうか

それともう一つ、地籍調査の現地確認の日程調整のほうですけれども、そちらは担当の方は都合の悪いところにバツを書いて、西川のほうに出し

といいでいただけますか。
事務局からは以上です。」

議長 「今、事務局のほうから説明がありましたけども、よろしいですね。」

15:41) 次回の日程

議長 6月10日。木曜日。6月10日、よろしいですね。

議長 午後、午後。

事務局 午前中。

議長 「では、6月10日、9時30分、農業委員会を開会しますので。」

15:44) 閉会

議長 「どうも、ご苦労さんでした。」

岩美町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、上記のとおり相違ないことを確認しました。

令和3年6月 日

議長 山本 浩
農業委員 濱崎智恵
農業委員 賀山 圭子